第七卷 第十號

論說

洪水の災害と其の防禦

靑山士

人と人との爭は人之れを止むる事を得べきも、天の人に降す災は人之れを止むる事能はず唯人は之れに對して豫め備ふるの外ありません。人と人との間の爭は人文の發達せざる時代は力づくで其の力の强い方の意思通りに成つたのでありますが今は裁判所も出來夫れに依つて仲裁せられ判決せらるゝのであります。

災害の防禦と言ふことは天然と人との戰であります。而し天の人に降す災卽ち天災を起す元は非常に强大で而も人間でないが故に談判をして、卽ち話し合ひで之れを未然に止むる事は出來ません。卽ち彼の關東の大震災も例令へ地震學の博士に依つて何年何月何日に起ると言ふ事が分つて居つても之れを止むる事は出來ません。只人智が進んで來て其の災害の來らむとする時期及び其

の輪廓を知ることは出來るかも知れません。例へば日本に於ける颱風等は其の卵が南洋諸島附近に發生してから日本本土へは五、六日で來る其の發達の程度は二、三日前でなければ分らない其の深度に依つて其の威力の大體の輪廓も知る事が出來る而し其の颱風を途中で喰止むる事は天氣博士でも出來ない事である。彼の明治四十三年八月の日本國の殆んど全部を襲つた大洪水又大正六年十月一日の東京灣を襲つた暴風に依る津浪も又最近去る七月九、十、十一の降雨に依り生した北陸地方手取川水源加賀白山に於ける雪解、山拔けに依る大水害及び庄川、黑部川等の洪水にて僅か一日の間に百數十名の人命及び四、五千萬圓の財產を失ひ其の他勘定する事が出來ない無形の損害を蒙つた大水害等も皆例令へ其の禍の來ると言ふ時日が分つて居つても之れを止むると言ふ事に就ては人間の力は今の所どうする事も出來ないのであります。それなればそれを拱手して待つべきであるかと言ふにそうは行かないのであります。人は其の力の及ぶ範圍内に於てそれに備ふる事を得るのであります。大雨の時の雨漏は相當なる大漏でもバケツ又は盥等で受ける事が出來ても洪水はそうは行かないから近代に於ける洪水防禦の方法としては先づ河の兩岸に大なる堤防を作り又は河の曲りを眞直ぐにして一定の水路を作り又は河底を浚渫して水の流れを良くして地上に降つた水を平地に溢るゝ事なしに海なり大きな湖水なりに早く流してやる事であります。而し近代は土木工學の進歩に依つて其の河に良き地點があれば其處へ堰堤を設けて其の洪水を溜めそれを徐々に流す方法も考へられ又其の水を利用して水力發電又は灌漑に利用する事もあります。即ち東京の近くでは彼の大利根川の洪水に依り德川幕府時代は江戸の下町は時々浸水の厄に遇ひ維新以後にあつても彼の權現堂堤其の他の個所の缺潰に依り東京の下町は水害に襲はれ明治四十三年

の如きは其の洪水が荒川の夫れと合して上野の山下邊迄濁水が押寄せて來た事は其の後利根川、荒川の改修工事か竣功した今日殆んど忘れられた樣な有樣でありますが斯の如く利根川の改修工事に依つて關東平野の水災の大部分は除かれ又荒川下流の改修工事にて足立、江戸川、王子、豐島、淺草、下谷、本所、深川區等を荒川の水災より免れしめ、木曾川の改修工事は之れに關聯して木曾、長良、揖斐三川を改修し濃尾平野の大水災害を除き、淀川の改修工事は攝津平野、大阪の大水災を除去し夫等地方に於ける人命及び國土、財產を安全にしたのみでなく其の地方の產業の發達を促した事は非常なものである事は言ふ迄もありません。以上の利根川、荒川下流、木曾川、長良川、揖斐川及び淀川の改修工事は國即ち內務省が大部分直營で施行したものでありまして夫れにどれだけの費用を投じたかと申しますれば總計約一億四千萬圓でありますが、それに依つて年々平均千五百萬圓の物質的の被害より國を救つて居るのでありますれば其の防禦工事が全く十露盤に掛らないものでないのみならず良き投資であると存じます。それのみならず衞生上の改善、交通の利便其の他精神上の脅威を除く事に於て大なる利益のある事は言ふまでもありません。それでありますから皆樣も此の天災即ち洪水の防禦に就て大なる關心を持つて戴きたいのであります。

即ち古き諺に蟻の穴から大きな堤防も壞るゝ事があると言ふ事がありますが折角國即ち皆樣が大金を出して洪水防禦の爲めに改修した河を營利の爲め又は觀賞の爲めに其の洪水防禦に添はない事即ち堤防の近所を掘つたり、其の形を變へたり其の他堤防の爲めにならない行爲をする事は愼んで戴きたい。而し之れを利用する事は一應はよい事である樣でありますが洪水防禦の爲めに作られた施設は何が第一義であるかを先づ第一に考へて置いて戴きたいのであります（昭和、九、九、二）